

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年5月10日

大崎市長 伊藤 康志



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	森林の所在	林班	森林の見込み面積 (ha)	森林所有者件数	経営管理権の存続期間	備考
池月1 R5 集31	大崎市岩出山 池月字上一栗 高築地地内	90林班	0.82	1	2023年5月10日 ～ 2052年3月31日	
計			0.82	1		

2 閲覧場所

大崎市産業経済部農村環境整備課、大崎市のホームページ（リンク）

3 本公告により、大崎市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される

4 経営管理権集積計画及び図面

別添のとおり

以上